

平成26年(2014年)5月16日

職員の不祥事及び懲戒処分について

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで産業振興課に在籍していた主査が、「南佐久勤労者互助会」の準公金を横領していたことが判明しました。

このことから、平成26年5月16日付けにて、当該職員を懲戒免職処分としました。

町民皆様の奉仕者である町職員がこのような事件を起こし、南佐久勤労者互助会の会員の皆様、及び町民の皆様の信頼を著しく損なうこととなりましたことに対し、誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

なお、今後の対応について、顧問弁護士、佐久警察署と協議しながら慎重に進めて行きます。

1. 事件の概要

事件は、産業振興課が事務局として担当していた「南佐久勤労者互助会」の通帳から準公金を引き出したり、会員から徴収した会員旅行参加金を会計に納入しないなどの使途不明金を発生させ、そのうち一部を私的に使用し遊興費に使っていたものであります。

平成21年4月から平成25年3月までの4年間に渡り、支出伝票の作成、会計帳簿付け等も全く行わない使途不明金があり、当該職員に聞き取り調査を行い、経緯等について説明を求めましたが確たる回答がなく、当初は横領を認めていませんでしたが、その後聞き取りを重ねていく中で、一部横領を認めたものです。横領等の金額は2,858,139円であります。

2. 関係者の処分状況

当事者本人	教育委員会 主査	30歳代 男性	懲戒免職
関係管理監督者	産業振興課長		10%減給1か月
	前産業振興課長		10%減給1か月

使途不明金については本人が、全額返済しています。

3. 対応策

今回の事件発生については、組織上のチェックシステムに問題がありました。再発防止のための対策委員会等を立ち上げ、公金の取扱いについて再発防止の仕組の強化を行います。

現行の公金等の取扱いについて再度すべての部署において見直しを行い、職員へのコンプライアンス研修等を実施します。

今後二度とこのような事態が発生しないよう再発防止策を講じ、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

4. 町長等自らの責任について

今回の不祥事が南佐久勤労者互助会の会員の皆様、町民の皆様に多大な不信心を与えたことは極めて遺憾に感ずるところであるとともに、管理者としてその責任を重く受け止めており、自らの給料の減額を行うものであります。また副町長においても、同様の立場から給料の減額を行うものであります。具体的な内容は次のとおりです。

町長	20%減給1か月
副町長	10%減給1か月

5. 町長のコメント

この度、教育委員会の主査が準公金を横領するという、あってはならない事案が発生しましたことについては、極めて遺憾に思うところであります。誠に申し訳ございませんでした。

今回の不祥事は、決してあってはならないことで南佐久勤労者互助会の会員の皆様、町民の皆様方に心からお詫びを申し上げますとともに、町政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことにその責任の重さを自覚するとともに深く反省しております。

この職員につきましては、平成26年5月16日付けで「懲戒免職」の処分を行いました。また、こうした不祥事に対し、私と副町長が管理責任をとるとともに、関係職員の処分を行いましたので本日公表いたしました。

今後は、こうした不祥事を二度と起こさないよう、職員の綱紀粛正及び服務規律の保持等の徹底を図るとともに再発防止に取り組み、町民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいります。

佐久穂町役場 総務課 庶務係
電話 0267-86-2525 (代)
内線 210・252・253・254
FAX 0267-86-4935
E-mail: syomu@town.sakuho.nagano.jp